

令和4年度

オーガニック農業推進事業のうち乗用型水田除草機導入支援事業に係る公募要領

第1 総則

オーガニック農業推進事業のうち乗用型水田除草機導入支援事業に係る公募の実施については、この要領に定めるものとします。

第2 趣旨

本県は環境保全型農業において、全国をけん引してきました。令和3年5月に農林水産省が策定した「みどりの食料システム戦略」においてもトップランナーとして、オーガニック農業を推進し、日本一の取組として全国に発信することにより、環境こだわり農業全体のブランド力向上を図ることを目指します。このため、オーガニック米の省力安定生産に不可欠となる乗用型水田除草機の導入支援を行います。

第3 事業内容

水稲のオーガニック農業に取り組む農業者等が作業の省力化・生産の安定化を図るため、乗用型水田除草機を導入します。

第4 応募者の要件

本事業に応募することができる者は、次の全ての要件を満たすものとします。

- 1 滋賀県内に所在し、補助事業全体および交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる農業者、農地保有適格法人、農事組合法人、農業者の組織する団体（代表者および規約の定めのある団体）（以下「農業者等」という。）であること。
- 2 農業者等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- 3 次の要件を満たす事業計画を有すること
 - ・目標年度において、当該事業で導入する乗用型水田除草機を用いて、4ha以上オーガニック農業を行う計画であること
 - ・目標年度において、有機JAS認証面積を1ha以上拡大する計画であること
- 4 地域で取り組むブロックローテーションと協調しながら取り組む旨、知事に誓約すること。

第5 補助対象経費の範囲

乗用型水田除草機（除草作業アタッチメントのみを含む）の導入に直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものとします。（除草効果を高めるために導入する附帯備品を含む）

応募に当たっては、本事業期間中における所要額を算出していただきますが、実際に助成対象となるものは、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結果に基づき決定されることとなりますので、必ずしも所要額とは一致しません。

第6 補助対象としない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができません。

- 1 除草作業アタッチメントを装着するための多機能田植え機等農業機械は対象外とします。
- 2 補助金の交付決定前に納品されているもの（補助金交付候補者として選択された後であっても、補助金の交付決定前に申請対象となる機械等が納品された場合は補助金の交付が取り消されます。）
- 3 消費税および地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額。）

第7 補助率および補助の上限額

補助率は3/10以内とし、補助の上限額は600千円とします。ただし、農業者の組織する団体で共同利用を行う場合の上限は1,200千円とします。

第8 補助事業実施期間

令和4年度の交付決定の日から翌年3月31日までとします。

第9 申請書類の作成および提出

1 申請書類の作成

事業に係る申請書（別紙様式1）の内容は、第2の趣旨、第3の事業内容および第5の補助対象経費の範囲に照らして適当なものであることとし、次の書類を添付してください。

① 第4に掲げる応募者の要件を確認する書類

ア. オガニック農業取組面積および水稲有機JAS認証面積のわかる書類（R3年度）

- イ. 法人および団体の場合は、定款または規約の写しおよび役員等の名簿
 - ウ. 暴力団員でない旨の誓約書（別紙様式2）
 - エ. 地域で取り組むブロックローテーション等と協調しながら取り組む旨の誓約書（別紙様式3）
- ② 経費内訳書（補助事業の対象としたい機械（附帯備品を含む）の見積書（相見積含め2者以上））

2 申請書等の提出先、提出期限および提出部数

申請書等の提出は、各農業農村振興事務所農産普及課（以下、「事業担当課」という。）まで、令和4年4月15日（金）17時必着とします。

なお、公募終了後は予算の範囲内において事業実施が可能な期間中、随時申請を受け付けることとします。

3 申請書等の提出に当たっての注意事項

- (1) 申請書等は、様式に沿って作成してください。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、審査対象となりません。
- (3) 第4に掲げる応募者の要件を有しない者が提出した申請書等は無効とします。
- (4) 申請書等の作成および提出にかかる費用は、応募者の負担とします。
- (5) 申請書等の提出は、2の提出先に持参、郵送、宅配便（バイク便を含む）または電子メールによるデータの送付のいずれかの方法によるものとします。
- (6) 申請書等を郵送する場合には、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によってください。いかなる場合も2に掲げる提出期限までに到着しない場合は無効とします。
- (7) 提出後の申請書等については、採択、不採択にかかわらず返却しませんので、御了承ください。
- (8) 申請書等は、事業ごとに一つの封筒を利用し、書類一式を入れて提出してください。
- (9) 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しませんので、御了承ください。

第10 補助金交付候補者の選定

1 候補者の選定方法

提出された申請書類については、下表「ポイントの考え方」に基づきそれぞれの項目に対しポイントを付与し、その合計ポイントの高い者より、予算の範囲で事業実施主体となり得る候補（以下「補助金交付候補者」という。）を選定するものとします。

なお、合計ポイントが同点の場合は、環境こだわり農産物申請面積（水稲・令和3年

度)、次に水稲有機JAS認証面積（令和3年度）の大きい者から補助金交付候補者を選
定します。

○ポイントの考え方

項目	基準	ポイント
オーガニック農業取組面積 (環境こだわり農産物申請面 積・水稲・令和3年度)	0～5ha 未満	0
	5 ha 以上～10ha 未満	1
	10 ha 以上～15ha 未満	2
	15 ha 以上～20ha 未満	3
	20ha 以上	4
水稲有機 JAS 認証面積 (令和3年度)	0～1 ha 未満	0
	1 ha 以上～2 ha 未満	1
	2 ha 以上～3 ha 未満	2
	3 ha 以上～4 ha 未満	3
	4ha 以上	4
水稲有機 JAS 認証拡大計画 面積 (令和7年度と令和3年 度の差)	1 ha 未満	対象外
	1 ha 以上～1.5ha 未満	1
	1.5 ha 以上～2 ha 未満	2
	2 ha 以上～2.5ha 未満	3
	2.5 ha 以上～3 ha 未満	4
	3 ha 以上～3.5ha 未満	5
	3.5 ha 以上～4 ha 未満	6
	4 ha 以上～4.5ha 未満	7
	4.5 ha 以上～5 ha 未満	8
	5 ha 以上～5.5ha 未満	9
	5.5 ha 以上～6 ha 未満	10
	6 ha 以上～6.5ha 未満	11
	6.5 ha 以上～7 ha 未満	12
	7 ha 以上～7.5ha 未満	13
7.5 ha 以上～8 ha 未満	14	
8 ha 以上	15	
導入する除草機の種類	作業機構を前方に有す る乗用型	3
	作業機構を前方に有す る乗用型以外	0

2 審査結果の通知

本公募要領に基づく審査を踏まえ補助金交付候補者を選定し、補助金交付候補者となった応募者に対してはその旨を、それ以外の応募者に対しては補助金交付候補者とならなかった旨を、それぞれ通知します。

審査結果の通知については、補助金交付候補者には補助金交付の候補者となった旨をお知らせするものであり、補助金の交付は、別途、必要な手続を経て、正式に決定されることになります。

審査内容については、非公開とし、補助金交付候補者の決定に係わる審査の経過、審査結果等に関するお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

第11 交付決定に必要な手続等

補助金交付候補者は、県の指示に従い速やかに、オーガニック農業推進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、補助金の交付を受けるために必要な補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を事業担当課に提出してください。交付申請書を事業担当課等が審査した後、所要の手続きを経て補助金の交付が決定されます。

なお、交付申請書の内容については、審査結果に基づいて修正していただくことがあります。

また、補助金の交付が決定されるまでに実施した取組については補助対象となりませんので注意してください。

第12 目標達成状況報告および事業評価

補助金交付候補者が当該事業を実施した場合は、事業実施年度から別紙様式1に掲げる目標年度まで、目標達成状況報告書（別紙様式4）を作成し、翌年度の5月末日までに知事に報告するものとします。

2 知事は、目標年度に成果目標の全部または一部が達成されない場合には、目標年度の翌々年度までには当該成果目標が達成されるよう、事業実施主体に対し継続的に助言・指導を行うこととします。

第13 重複申請等の制限

同一の提案内容で他の事業（滋賀県または農林水産省等の補助事業等）への申請を行っている場合には、申請段階（補助金交付候補者として選定されていない段階）で本事業に応募することは差し支えありませんが、他の事業への申請内容および他の事業の選定の結果によっては、この事業の審査の対象から除外され、または補助金交付候補者の

選定の決定もしくは補助金の交付決定が取り消されることがあります。

第14 新規就農者枠について

当該事業の補助対象者で、かつ、49歳以下で令和4年度に新たに農業経営を開始する認定新規就農者については、別途、国の新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業）の補助対象となった場合に、補助率が3/4以内、補助の上限額が1,800千円となります。

担当／滋賀県農政水産部

食のブランド推進課 環境こだわり農業係 中川

TEL：077-528-3895

FAX：077-528-4881

E-mail：organic@pref.shiga.lg.jp

（事業担当課 連絡先）

大津・南部農業農村振興事務所農産普及課

077-567-5412

甲賀農業農村振興事務所農産普及課

0748-63-6126

東近江農業農村振興事務所農産普及課

0748-22-7715

湖東農業農村振興事務所農産普及課

0749-27-2213

湖北農業農村振興事務所農産普及課

0749-65-6613

高島農業農村振興事務所農産普及課